



埼玉県報

第 2748 号
平成 27 年(2015 年)
11 月 13 日
金曜日

目次

告示

- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（南部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（利根地域振興センター）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 荒川中部土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 都市計画に関する公聴会の開催（都市計画課）
- 羽生都市計画道路の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 川口都市計画市場の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 運転免許ファイリングシステム用サーバ等の賃貸借に係る落札者等の公示（会計課）
- 県道川越越生線の区域の変更（飯能県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 不在者投票を行うことができる施設の異動（選挙管理委員会）

告 示

埼玉県告示第千二百八十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.sai.tamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十七年十一月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年十月二十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人プラジャ
- 三 代表者の氏名
菅家 弘道
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県川口市西川口三丁目十五番二十三号パラダイスヴィラ二F
- 五 定款に記載された目的
この法人は、タイ国プーケット県において職業・文化交流を主としたタイ国と外国人長期滞在者との交流促進と、外国人長期滞在者の生活の安全と安心をサポートする事業を行うと共に、インド洋津波犠牲者慰霊碑の管理及び慰霊祭の開催を継続し、国際交流と地域安全の活動に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千二百八十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年十一月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年十一月二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ぎょうだ市民，Sネット
- 三 代表者の氏名
松井 秀二郎
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県行田市持田二丁目四番二号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、自らが活動の中心となるだけでなく、行田市内及び行田を拠点として活動しているNPO法人あるいは市民活動団体の活動、且つ、市民活動を始めようとする人たちを支援することにより、市民活動が活発になり、市民が主役のまちづくりが進むことを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千二百八十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年十一月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルク川口差間店

埼玉県川口市差間三丁目三十八番一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ベルク 代表取締役 原島功

埼玉県大里郡寄居町大字用土五千四百五十六番地

（変更後）株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ベルク 代表取締役 原島功

埼玉県大里郡寄居町大字用土五千四百五十六番地

株式会社スギ薬局 代表取締役 杉浦広一

愛知県安城市三河安城一丁目八番地四

（変更後）株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

株式会社スギ薬局 代表取締役 榎原栄一

愛知県安城市三河安城一丁目八番地四

ハ 変更年月日

平成二十七年三月二十一日外

ニ 届出年月日

平成二十七年十月二十三日

二 縦覧期間

平成二十七年十一月十三日から平成二十八年三月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十七年十一月十三日から平成二十八年三月十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千二百九十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十七年十一月九日認可した。

平成二十七年十一月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

荒川中部土地改良区

二 事務所所在地

深谷市

告 示

埼玉県告示第千二百九十一号

測量計画機関であるさいたま市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年十一月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

さいたま市

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

さいたま市全域内

四 作業期間

平成二十七年七月一日から平成二十八年二月二十九日まで

告 示

埼玉県告示第千二百九十二号

測量計画機関である東松山市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年十一月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

東松山市

二 作業種類

公共測量（航空写真撮影）

三 作業地域

東松山市全域

四 作業期間

平成二十七年十二月一日から平成二十八年三月十一日まで

告 示

埼玉県告示第千二百九十三号

平成二十七年埼玉県告示第九百五十二号で公示した公共測量は、平成二十七年十月十九日終了した旨測量計画機関である坂戸市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年十一月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千二百九十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十七年十一月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所

別記一のとおり

二 公述申出書の様式

別記二のとおり

三 公聴会に関する問合せ先

イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県都市整備部都市計画課

電話 ○四八―八三〇―五三四一

ロ 当該都市計画区域に係る市役所又は町役場の都市計画主管課

番号	一
都市計画 区域名	新座
市町村名	新座市
都市計画の 種類及び名称	「都市計画区 域の整備、開 発及び保全の 方針」 「区域区分」 「道路」
公聴会 期日及び時間	平成二十七年 十二月十四日 午前十時から
場 所	新座市役所第 二庁舎会議室 5
公述申出書 提出期間	平成二十七年 十一月十三日 から平成二十 七年十一月二 十七日まで
提出先	埼玉県都市整 備部都市計画 課、新座市都 市整備部（仮 称）大和田 二・三丁目地 区土地画整 理事業推進室
都市計画の構想 閲覧期間	平成二十七年 十一月十三日 から平成二十 七年十一月二 十七日まで
閲覧場所	埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県朝 霞県土整備事 務所、新座市 都市整備部 （仮称）大和 田二・三丁目 地区土地画 整理事業推進 室

公 述 申 出 書

平成 年 月 日付け埼玉県報に登載された 都市計画
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので
申し出ます。

平成 年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名 印

連絡先 (電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) 楷書で、横書きにしてください。

告 示

埼玉県告示第千二百九十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年十一月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

羽生都市計画道路三・四・三駅前大通線

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 追加する土地の区域

なし

ロ 削除する土地の区域

羽生市中央五丁目、南四丁目、五丁目、東一丁目、六丁目及び七丁目の各一

部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県行田県土整備事務所、羽生市まちづくり部まちづくり政策課

四 縦覧期間

平成二十七年十一月十三日から平成二十七年十一月二十七日まで

告 示

埼玉県告示第千二百九十六号

川口市から川口市計画市場の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十七年十一月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千二百九十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十一月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

運転免許ファイリングシステム用サーバ等の賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂

3 丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成27年9月15日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社 J E C C 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号

5 落札金額

254,944,130円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成27年8月4日

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年十一月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月十三日

埼玉県飯能県土整備事務所長 伊藤 雅 幸

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 川越越生線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
坂戸市大字森戸字二階一番一地先 から同市大字森戸字二階六番二地 先まで		区 間
七・六八〇 一三・九七	七・六八〇 一三・八七	敷地の幅員 (メートル)
三八・八二		延長 (メートル)
交差点整備工事		備 考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年十一月十三日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳一

一 許可番号

平成二十七年六月十五日

指令川建セ第二七〇〇一四〇号

二 検査済証番号

平成二十七年十一月十二日

川建セ第二七〇〇五九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾字東谷ツ四千三百五十一番七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県熊谷市船木台三丁目七番地十三サンプライズビル二〇二

齋藤 雄一

告 示

埼玉県選管告示第七十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用する場合及び他の政令の規定により例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設から、次のとおり所在地の住所表示の異動の届出があった。

平成二十七年十一月十三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

施設の開設主体及び名称		所 在 地
新	旧	
特別養護老人ホーム小鳩園	社会福祉法人小鳩会	埼玉県三郷市幸房六百八十番地
		埼玉県三郷市中央四丁目八番地四